



## 健康保険の資格

# 健康保険の資格を取得したとき

### 資格の取得までの流れ

- 1 日本年金機構の事務センターへ、資格取得届等を資格取得の事実があった日から5日以内に提出
- 2 事務センターでの審査・入力が完了
- 3 協会けんぽで、「資格情報のお知らせ」の作成～発送まで平日2日程度
- 4 事業所に到着

例えば、月曜日に事務センターで審査・入力が完了した場合、早ければ木曜日に「資格情報のお知らせ」が事業所に届きます。

2024年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。\*発行済みの保険証は最大一年間使用可能です。  
なお、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方等については、新たに協会けんぽが発行する資格確認書を用いて医療機関等を受診することが可能です。

### 資格情報のお知らせ



記号・番号を各申請書の「記号および番号」欄にご記入ください。

\*資格情報のお知らせは事業所宛に送付します。事業所が移転した場合は、日本年金機構で所在地変更のお手続きをしてください。

資格情報のお知らせは、マイナンバーカードと併せて大切に保管してください!

- ① 受け取った際に、記載内容の確認をしてください。
- ② 資格情報のお知らせのみで医療機関等は受診できません。  
\*医療機関等の受診方法についてはP.5参照。
- ③ き損・紛失したときは、再交付を受けてください。  
\*資格情報のお知らせの再交付についてはP.47参照。



## 取得した健康保険はいつまで有効ですか？

被保険者が在職時の健康保険を使用できるのは「退職日(資格喪失日の前日)まで」です。また、ご家族(被扶養者)の方は、就職等により扶養から外れた日以降、健康保険は使用できません。

(例) 被保険者が3月20日で退職したとき



協会けんぽに加入していた期間

(例) 被扶養者が4月1日に就職したとき



3月31日までは被扶養者としての健康保険を使用  
4月1日以降は就職先の健康保険を使用

### 在職時の健康保険が使用できなくなる日

被保険者	被扶養者
<ol style="list-style-type: none"> <li>① 退職日等の翌日(適用事業所に使用されなくなった日の翌日)</li> <li>② 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日</li> <li>③ 死亡した日の翌日</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が資格喪失した場合はその同日</li> <li>② 就職・婚姻等により扶養から外れた日</li> <li>③ 75歳になった等の理由により、後期高齢者医療制度の被保険者になった日</li> <li>④ 死亡した日の翌日</li> </ol>



## 退職したとき



### 退職した場合の健康保険の扱いは？

- 被保険者の方が退職された場合は、ご本人・ご家族（被扶養者）すべての保険証・資格確認書等（お持ちの方のみ）をお勤め先に返却してください。
- 被扶養者の方が就職や結婚などで扶養から外れたときは、その方の保険証・資格確認書等（お持ちの方のみ）を被保険者のお勤め先に返却してください。
- 事業主の方は、保険証・資格確認書等（お持ちの方のみ）をすみやかに回収の上、資格喪失届・被扶養者異動届に添付して日本年金機構の事務センターへ提出してください。
- 資格喪失届・被扶養者異動届に添付できなかった保険証・資格確認書等（お持ちの方のみ）は、確実に回収の上、日本年金機構の事務センターまたは協会けんぽへすみやかに返却してください。

Check

### 資格のない健康保険を使用した場合は全額自己負担

資格喪失日以降、資格のない健康保険を使用して医療機関等にかかった場合、その医療費は、全額自己負担となるため、協会けんぽが負担した医療費は返還していただくことになります。

#### （例）資格喪失日以降、Aさんが医療費10,000円（10割）相当の診療や治療を受けた場合

- ① Aさん ▶ 医療機関で資格のない健康保険を使用して保険診療を受けた場合、3,000円（3割）を一部負担金として支払い。
- ② 医療機関 ▶ 保険分として、7,000円を協会けんぽへ請求。
- ③ 協会けんぽ ▶ 医療機関に7,000円（7割）を支払い。
- ④ 協会けんぽ ▶ 医療機関に支払った7,000円（本来支払う必要のなかった費用）をAさんに返還請求。

協会けんぽが負担する必要のない医療費が発生しています。

退職などで健康保険の資格を失った方が、資格のない健康保険を使用して医療機関等を受診すると、本来、協会けんぽが負担する必要のない医療費を負担することとなるため、保険料率が余分に計上されることがあります。退職した方や扶養から外れた方が保険証・資格確認書等をお持ちの場合は、回収・ご返却をお願いいたします。

#### ● 事業主の皆さまへ

##### 被扶養者資格の再確認を行います。

協会けんぽでは、年に1度、被扶養者となっている方が、現在もその状態にあるかの再確認をさせていただいております。この再確認は、保険給付の適正化につながる大変重要な事務ですので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

事業主の皆さまには、「被扶養者状況リスト」をお送りしますので、リストにある被扶養者が、現在も被扶養者の要件に該当しているかどうかの確認をお願いいたします。削除される場合には、同封の「被扶養者調書兼異動届（削除用）」に所定の事項を記入し、該当者の保険証・資格確認書（お持ちの方のみ）を添付の上、リストと併せて提出をお願いいたします。

#### 〈参考〉

##### 2023年度再確認の実施結果

被扶養者から除かれた人

……全国で約7.1万人（2024年3月末時点）

前期高齢者納付金の負担軽減額 … 約10億円

##### ▼ 被扶養者資格再確認の流れ

- 1 「被扶養者状況リスト」を事業所宛に送付
- 2 該当の方を確認し、「被扶養者状況リスト」に必要事項を記入
- 3 「被扶養者状況リスト」を協会けんぽへ返送（扶養解除となった方がいる場合）  
「被扶養者調書兼異動届」と「保険証等（お持ちの方のみ）」を提出